

仕 様 書

1. 件名 大阪市立美術館 展示・収蔵関連什器等の物品買入
2. 規格・参考品・指定品・数量 「物品明細書」のとおり
3. 納入場所 大阪市天王寺区茶臼山町 1-82 大阪市立美術館
4. 納入期限 令和 6 年 11 月 29 日（金）まで
※ただし、納入スケジュールの詳細については別紙物品リストに参照
5. 納入について
 - (1) 作業時間は平日 9：00～17：30 の間とする。
 - (2) 納入日程については、契約締結後に地方独立行政法人 大阪市博物館機構（以下、発注者とする）と協議の上決定すること。
 - (3) 搬入・設置作業については、大阪市立美術館（以下、美術館）の指示により、美術館の業務を妨げないように行うものとする。
 - (4) 物品の搬入に際し、当館の搬入口の寸法は、幅 4.6m、高さ 3.8m となり、10 t 以内のトラック（後部開口のみ可、側面開口は不可）による搬入および大型エレベーターの使用が可能であるが、搬入搬出経路および設置する各部屋の搬入口には養生を施し、当館に汚損・棄損等がないよう細心の注意をもって行い、物品の納入設置及び調整、所定の場所に納入期限までに速やかに完了すること。納入期限については、また建物等へ破損・汚損などの損傷を与えた場合は、修理等に要する費用は、受注者の負担とする。なお、各納品場所の詳細図面および館内への搬入詳細図面については、契約締結後、受注者に公開するものとする。
 - (5) 調達品の運搬、設置、作業時に発生する梱包材等の廃材については持ち帰ること。また廃棄処理等など本件に係るすべての経費は、受注者の負担とする。作業場所での塵なども清掃を行うこと。
 - (6) 配置の場所については、都合により変更する場合があり、美術館担当者の指示に従うこと。
 - (7) 納品時に使用する車両の大きさならびに台数を事前に届け出する必要があるため、美術館担当者と事前に協議のうえ指示に従うこと。
 - (8) なお、令和 6 年 6 月 28 日（金）納入分については、契約締結後に美術館担当者の指示する場所に納品すること。

6. その他

- (1) 応札製品は入札時点で製品化されている各メーカーカタログに記載されている製品であるものとする。
- (2) 参考例示製品については、応札製品を限定するものではなく、同等以上の製品による応札も可能であるものとする。参考例示製品以外で応札をする場合には、その製品が同等品以上であることを証するカタログ及び製品仕様書等を発注者に提出すること。
- (3) 同等品欄に○の記載がないものは、「物品明細書」に記載されているものを調達すること。ただし、契約締結後に該当の製品において型番・製品仕様変更ならびに製造中止等があり、調達ができない場合は速やかに発注者へ申し出て、代替品などの提案を別途協議すること。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに納入する物品の単価が分かる明細を発注者に提出すること。
- (5) 納品時に物品の名称、数量、単価等ならびに搬入、設置、運搬費も含まれたものが記載された納品書を発注者に提出すること。また、各製品のメーカーによる取扱説明書が付属している場合は、発注者に引渡すこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項についてはと協議し、発注者の指示に従うこと。
- (7) 美術館の建物は登録有形文化財であり、隣接する慶沢園については市の指定文化財であることを踏まえ、業務にあたること。
- (8) 契約にあたっては、令和6年度地方独立行政法人大阪市博物館機構 大規模改修工事費の交付決定がされるまで契約の締結は行わない。

7. 担当

大阪市立美術館 学芸課

大阪市天王寺区茶臼山町 1-82

TEL : 06-6771-4874

FAX: 06-6771-4856